

○多摩市契約業務に係る不正な働きかけへの対応に関する要綱

平成17年 8 月 4 日多摩市告示第329号

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する工事の請負、業務の委託及び物品の購入に係る入札及び契約に関する業務（以下「契約業務」という。）について、職員が特定の者の利益又は不利益を目的とした不正な働きかけを受けた場合の取扱いについて、必要な事項を定めることにより、契約業務の透明性、公平性及び公正性の一層の向上を図ることを目的とする。

(不正な働きかけ)

第2条 不正な働きかけとは、契約業務に関し、勤務時間の内外にかかわらず行われる行為で、次に掲げるものをいう。

- (1) 特定業者の指名競争入札参加又は不参加に関する依頼行為
- (2) 特定業者の受注又は非受注に関する依頼行為
- (3) 非公開又は公開前における予定価格、設計金額又は見積金額に関する情報聴取行為
- (4) 非公開の最低制限価格又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取行為
- (5) 公表前における発注に関する情報聴取行為
- (6) 公表前における入札参加者に関する情報聴取行為
- (7) その他特定の者への便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれのある情報聴取行為及び依頼行為

(対象としない働きかけ)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる行為は不正な働きかけの対象としない。

- (1) 陳情書、要望書等書面によるもので、特定の者への便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれのないもの
- (2) 不特定の者が傍聴できる公開の場（市議会、審議会、公聴会等）で行われたもの
- (3) 通常の営業行為の範囲であることが明らかなもの
- (4) 単に事実又は手続の確認であることが明らかなもの

(職員の責務)

第4条 職員は、不正な働きかけを受けたときは、当該働きかけを行った者（以下「相手方」という。）に対して、応じられない旨及び記録する旨を伝えなければならない。

2 職員は、不正な働きかけと思われる行為を受けた場合には、単独で対応せず、可能な限り複数で対応するよう努めるものとする。

(報告書の作成)

第5条 職員は、前条の不正な働きかけを受けた場合は、速やかに当該働きかけの内容を不正な働きかけ受付報告書（別記様式。以下「報告書」という。）に記録し、所属長、契約担当課長及び総務部長を経由して市長へ報告しなければならない。

2 前項の報告において、相手方が報告を受けるべき職員の場合は、その者を除いて報告するものとする。

3 職員は、報告書を作成するときは、事実に基づき正確に記録しなければならない。

(報告書の公開)

第6条 前条の報告書は、多摩市情報公開条例（平成12年多摩市条例第53号）の規定に基づき、公開するものとする。

(必要な措置)

第7条 市長は、第5条の報告があった場合は、契約業務の適正な執行及び職員の円滑な事務執行を確保するため、別に定める多摩市契約業務不正防止委員会に諮り、不正な働きかけの内容に応じた必要な措置を講じることができる。

2 市長は、前項の措置を講じる場合は、あらかじめ必要に応じて相手方から意見聴取をするものとする。

附 則

この要綱は、平成17年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年多摩市告示第248号）

この要綱は、公示の日から施行する。  
別記様式（第5条関係）